

社会福祉法人 榮寿苑福祉会
役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人榮寿苑福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は常勤役員とし、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、会議に出席した都度、又は法人業務を行うために出勤した都度、報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

一、常勤役員

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

二、非常勤役員

- (1) 報酬については、別表3に定める額

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(常勤役員の執務の内容)

第5条 理事長は、福祉を取り巻く環境の変化に敏速且つ的確に対応するため、経営する各施設における日常の運営状況の把握に努めるものとし、経営の方針等決定のため執務することとする。

2 執務の時間については、午前2時間又は午後2時間とする。

3 執務の場所は、各施設とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員報酬については、毎月末とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、休日でないその日前において、その日に最も近い日を支給日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月末及び12月末とする。

(3) 非常勤役員報酬については、法人業務を行った日を支給日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は平成10年1月1日から施行する。

2. この規程は平成13年4月1日から施行する。(改正)

3. この規程は平成14年4月1日から施行する。(改正)

4. この規程は平成15年8月1日から施行する。(改正)

5. この規程は平成29年4月1日から施行する。(改正)

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額200,000円

別表2 常勤役員の賞与

6月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヶ月分

ただし、常勤役員の報酬及び賞与の総額は、各年度の総額が280万円を超えない範囲で、支給することができる。

別表3 非常勤役員の報酬

業務執行理事	報酬の額
理事会等会議への出席	日額10,000円
法人業務のための出勤	日額10,000円

ただし、業務執行理事一人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給することができる。

理事	報酬の額
理事会等会議への出席	日額10,000円
法人業務のための出勤	日額10,000円

ただし、理事一人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給することができる。

監事	報酬の額
監事監査会への出席	日額10,000円
理事会等会議への出席	日額10,000円
法人業務のための出勤	日額10,000円

ただし、監事一人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給することができる。

評議員	報酬の額
評議員会への出席	日額10,000円
法人業務のための出勤	日額10,000円

ただし、評議員一人あたりの各年度の総額については定款で定める。